

## 【JARL Web サイトサービス ガイドライン】

この Web サイトサービスは、一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)が設置する ものであり (以下、設置者という)JARLの所属組織の活動を支援し、国内外のアマ チュア無線家の円滑なコミュニケーションをはかるためにホームページ開設用のWeb サイトを提供するものである。

1. JARLの委員会等および、地方本部・支部・登録クラブ・レピータ局管理団体の 代表者は当サービスの Web サイト(<http://www.jarl.com/>)から、所定の書式に 必要事項を入力して申し込むことより、審査を経て Web サイト開設者となり、Web サイトを開設・運用 することができる。

2. Web サイト開設者は、自らが Web サイト管理・運営責任者となるか、または所属する 団体のJARL 会員の中からWeb サイト管理・運用責任者を1名選任することにより、 Web サイト開設者となる ことができる。

3. Web サイト開設者は Web サイト掲載内容について一切の責任を負うものとする。

4. Web サイト開設者は、当サービスを利用して、日本国または米国の法に反するような 行為をしては ならない。また、当サービスを利用して公序良俗に反するような行為をおこなってはならない。

5. 設置者は、犯罪的行為に結びつくと判断され、当該機関から要求があった場合、 Web サイト開設者 の承諾なく情報を開示することができる。

6. Web サイト開設者は当サービスを利用した Web サイトに、以下の各項に違反して掲載等をおこなう ことはできない。また、その恐れのある Web サイトへのリンクも禁止する。

(a) 当サービスの関係者および第三者へ損害を与えること。

(b) 当サービスにて提供される Web サイトを第三者に貸与すること。

(c) 当サービスを利用して道徳、一般常識に著しく反する行為をすること。

(d) 当サービスを利用して Web サイトに責任の所在が不明確な掲載をおこなうこと。

(e) 当サービスを利用して Web サイトに虚偽、または表現が不正確で誤認される恐れのある掲載を行う こと。

(f) 当サービスを利用して Web サイトに詐欺的なもの、営業行為(設置者が承諾した ものを除く)、選挙 活動を目的とした掲載をおこなうこと。

(h) 当サービスの関係者および第三者の著作権、財産、プライバシー等を侵害する こと。

(i) 当サービスの関係者および第三者を誹謗、中傷を目的に当サービスを利用する こと。

(j) 当サービスやインターネット上の各種サービスの運用を妨げ、あるいはアマチュ ア無線全体の信頼 をそこなうような行為をおこなうこと。

(k) その他、法令に反すること、または違反する恐れのあること。

(1) その他、設置者が妥当でないと判断した掲載をおこなうこと。

7. 設置者は、Web サイト開設者に対し、以下の場合、事前に催告することなく当サービスの提供を中止することができる。

(a) Web サイト開設者が本ガイドラインに違反した場合

(b) 申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合

8. Web サイト開設者が本ガイドラインに違反した行為によって設置者に損害を与えた場合、設置者は Web サイト開設者および利用者に対して損害賠償を請求できるものとする。

9. 設置者は当サービスの完全な運用に努めるが、保守作業、停電や天災などの不可抗力、その他の理由により当サービスの提供を一時的に停止することがある。また、サービスの一時停止は事前にオンラインで連絡するが、緊急時はこの限りではない。

10. 当サービスを利用するために必要なパスワード等の情報は、Web サイト開設者の責任で厳重に管理するものとする。

11. Web サイト開設者は当ガイドラインを周知し順守する義務を負うこととする。

12. 設置者から Web サイト開設者への周知事項は、当サービスの Web サイトや Eメールによりおこなうこととする。

13. Web サイト開設者が当該 Web サイト内部で規約やガイドラインなどを独自に制定しても、当ガイドラインがそれに優先するものとする。

14. Web サイト開設者が当サービスの利用を取り止めたい場合は、Web サイトから 所定の書式により、設置者に申し出なければならない。

15. 当ガイドラインは Web サイト開設者の承諾を得ることなく内容を変更することがある。

16. Web サイト開設者は申込みの時点をもって、下記の項目に同意したものとする。

(a) 記入内容が不備な場合はサービスを受けられないことがある。

(b) 事務処理に時間を要することがある。

(c) Web サイト開設者の所属組織に確認を取る場合がある。

(d) URL は重複等により希望に添えない場合がある。

(e) 不適切な名称は使用を認めないことがある。

(f) 提供する容量は100メガバイトまでとする。

(g) CGI などを用いた機能は設置者が用意したものだけの使用に限る。

#### 【その他免責等】

1. 以下の場合、設置者は当サービスの利用を解除する。この場合も、設置者の全責任は免責とする。

(a) Web サイト開設者のJARL会員資格の喪失

(b) Web サイト開設者の登録クラブまたはレピータ局管理団体資格の喪失（登録クラブ またはレピータ局管理団体が当サービスを受けている場合）

(c) Web サイト開設者と連絡が取れなくなった場合

(d) Web サイトの利用が全くないと判断される場合

(e) Web サイト開設者が当ガイドラインを逸脱して利用した場合。

(f) Web サイト開設者が当サービスを利用することにより、設置者または当システム に対し損害を与えた場合、またはその恐れのある場合。

(g) 申込み内容に虚偽の記載、あるいは不十分な記載が判明した場合。

(h) Web サイト開設者が死亡または当サービスを利用することが困難と設置者が 判断した場合。

(i) Web サイト開設者から当サービス利用の取り止めの申し出があった場合。

(j) その他、設置者が必要と判断した場合。

2. 設置者は Web サイトの掲載内容には一切の責任を負わないこととする。

3. 当サービスの Web サイト開設者の情報に対し、設置者は守秘義務を負うものとする。当ガイドラインに掲げる条項以外の条件で、Web サイト開設者の情報を Web サイト開設者の承諾なしに開示することはない。

4. 当サービスを利用することにより、Web サイト開設者に発生するいかなる損害も、設置者は一切の賠償の責を負わないものとする。これは、サーバーの障害等による 掲載内容の消失、損傷や送信の失敗等により発生する損害も含む。

5. 当サービスにより発生しうるリスクは全て Web サイト開設者が負うものとする。Web サイト開設者の設定ミスなどによるトラフィックの異常増大等により発生する 損害等も、Web サイト開設者の故意または過失に関わらず含まれる。

6. パスワード等の管理情報を Web サイト開設者が失念したために発生した、いかなる損失も設置者は責任を負わない。

7. 設置者は Web サイト・システムの機能強化の義務を負わない。

8. 設置者は都合により当サービスを廃止する場合がある。その場合、設置者の全責任 を免責とする。

注) 設置者＝一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)

Web サイト開設者＝Web サイトを開設・管理する者

Web サイト管理・運用責任者＝Web サイトを開設者と共同で、あるいは開設者に代わって管理・運用する者

2020年7月21日改定